

大東監告示第5号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和3年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和3年12月1日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

令和3年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆危機管理室、上下水道局（総務課、お客様センター、水道施設課、下水道施設課）

【危機管理室、上下水道局（水道施設課、下水道施設課）】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 不十分・不適切な文書処理について</p> <p>意思決定の内容が正確に記されていないなかったり、通知文の文案など必要文書が欠落している起案文書、外部からの照会に対して起案文書の作成を経ずに作成された回答文書、処理手続不明の受領文書、日付を記載していなかったり、受附印が欠落した文書など、文書作成の基本を踏まえられていない文書が見つかった。</p> <p>文書事務については、公務員の事務処理の基本であることから、担当者や決裁権者のほか、当該文書にかかわる者は、文書作成の手引を再度確認して記載事項を順守するとともに、これまで以上に注意を払って適正な文書作成ができるよう、文書主管課と連携して職員のスキルアップを図りたい。</p>
危機管理室 措置状況
<p>文書処理につきましては、市の「文書取扱規程」及び「文書事務の手引き（令和3年4月）（以下、「手引き」という。）」に基づき、合規適正な文書事務を行うよう危機管理室内で教育を行うとともに、主に文書起案をする職員へ「手引き」を配布して再発防止を図りました。</p> <p>また、起案した文書を関係法規に基づき、文書審査を適切に行うとともに、危機管理室で接受する文書管理についても接受・保管を厳正に行うよう改善いたしました。</p>
上下水道局（水道施設課） 措置状況
<p>課内全員が文書事務の基本を再認識するため、常日頃から文書作成の手引きを参照するよう周知するとともに、決裁権者においても個々の起案文書等を決裁する際にはこれまで以上に内容確認に留意いたします。また、文書主管課とも連携を図り誤り等がないように努めます。</p>
上下水道局（下水道施設課） 措置状況
<p>課内において、文書作成時には「文書事務の手引き」や根拠法令に基づき、適正な文書作成を行うよう周知してまいります。起案者（担当者）や決裁権者、文書主任は文書内容をしっかりと確認し、チェック体制の強化に努めてまいります。</p>

【危機管理室、上下水道局（水道施設課、下水道施設課）】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 適正な随意契約の締結について</p> <p>契約については、地方自治法（公営企業にあつては地方公営企業法）上、競争入札の方法によることが原則とされ、随意契約の方法による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（公営企業にあつては地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）のいずれかに適合することが必要である。</p> <p>各課の文書を確認していると、備品の購入や業務委託の随意契約において根拠条文と理由に齟齬があったり、施行起案に不要である随意契約の理由や相手方の名称を記載していたり、シルバー人材センターとの随意契約の際に実施すべき手続を不十分な理解で実施しているケースが多数あった。</p> <p>随意契約は、法令に規定があるときのみ締結できる例外規定であるので、担当する職員は、その趣旨を正確に理解し、正確な事務処理を図られたい。</p>
危機管理室 措置状況
<p>新型コロナウイルス感染拡大時に、市民の安心・安全を守るため緊急的に物品を調達するために文書起案を行ったものの、過去の文書を誤って引用し、また、関係法規を確認することなく起案を行いました。また、合議、決裁の段階でも適切なチェックがなされていないことも原因の1つであり、合規適正に文書起案・処理を行うとともにチェック体制を厳正に行うよう一連の処理手順の改善を図りました。</p>
上下水道局（水道施設課） 措置状況
<p>水道工事設計積算業務委託において、地方公営企業法第21条の14第1項第2号の規定により委託業者と随意契約を締結しておりますが、根拠条文と随意契約理由に齟齬があるとのこと指摘を頂きました。</p> <p>次年度以降は、課内全体で随意契約の趣旨の理解を図り適正な事務の執行に努めます。</p> <p>また、除草清掃・剪定・薬剤散布業務を地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定によりシルバー人材センターと随意契約しておりますが、規定に定める手続の理解が不十分とのこと指摘を頂きました。</p> <p>次年度以降は法令に適正に沿った発注手続を行ってまいります。</p>
上下水道局（下水道施設課） 措置状況
<p>大東市公共下水道台帳図作成業務委託及び大東市下水道台帳システム保守業務委託において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を締結しておりますが、施行起案において不要である随意契約の相手方の名称及び随意契約の理由が記載されておりました。</p>

今後は、担当職員及び決裁権者は根拠法令を正確に理解し、随意契約の相手方の名称及び随意契約の理由については、契約起案に記載するよう適正な事務処理を行ってまいります。

【危機管理室、上下水道局（総務課、お客様センター）】

監査委員 指摘事項
<p>(3) 例規の順守について</p> <p>例規は業務のマニュアルであり、職員が業務を遂行するに当たり順守すべきものである。しかしながら、火災共済事業において条例や規則に記載されていない事項で公金を支出しているケース、水洗便所改造資金融資あっ旋制度にかかる利息補助制度において、要綱に記載のない一度不承認となれば再請求を不可とする取り決め、例規に規定されている様式とは異なる様式を使用しているケースという例規に合致しない対応があった。</p> <p>業務によっては、長期間、同じ事項を継続することで慣行化し、例規との整合性確認がなおざりになっているように思われる。実際の業務が例規に沿ったものとなるよう随時確認するとともに、例規が実際の業務にそぐわないものとなっているときは、速やかに例規を改正し、例規と実際の業務との齟齬を解消されたい。</p>
危機管理室 措置状況
<p>火災共済については、昭和51年4月1日に施行された「大東市火災共済条例」及び「大東市火災共済条例施行規則」により、長年、消防部局で火災共済事務を行っていましたが、大東四條畷消防組合設立時に、消防部局で実施していた事務処理を踏襲し、危機管理室で引き継ぎ火災共済業務を行っていました。</p> <p>しかしながら、令和3年6月8日にご指摘をいただき、再度、各種法令等に照らし合わせ検討したところ、根拠文の記載が必要であることが判明したことから、令和3年7月6日に「大東市火災共済条例施行規則」を改定し、火災共済事務を行うよう改善をいたしました。</p>
上下水道局（お客様センター） 措置状況
<p>本制度の活用について、他市の状況を把握するため大阪府内32市を対象とした照会を行い、現在取りまとめを行ったところでございます。利息補助制度は複数の事業体で採用されており、制度の内容については各事業体で多様であります。請求期限を設けている事業体も複数あり、現在、各事業体の規定等を参考に、期限内であれば再請求を受けよう、令和3年度内の改正をめざして作業を進めているところでございます。</p>
上下水道局（総務課） 措置状況
<p>超過勤務命令簿及び特殊勤務命令簿について、例規に規定している様式とは異なる様式を使用しておりましたので、現在使用している様式を引き続き使用するため、上下水道局内で様式を統一の上、押印の見直しも含めた就業規程などの関係例規の改正に着手しているところです。</p>

今後も各種様式について、例規との齟齬が生じないよう適宜見直しを図ってまいります。